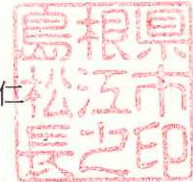


松江市告示第 337 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 3 項の規定により、指定公金事務取扱者の事務所の所在地変更に係る届出があったため、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 9 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の変更後の名称及び事務所の所在地

KDDI 株式会社

東京都港区高輪 2 丁目 21 番 1 号 THE LINKPILLAR 1 NORTH

2 事務所の所在地を変更した日

令和 7 年 7 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入の種類

個人の市民税及び県民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、保育所保育料、認定こども園保育料、通園バス使用料、児童クラブ使用料